

令和6年度第3回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年6月10日（月）			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時47分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	8 番	糸 田 川 啓	9 番	福 田 英 夫
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大
	農政室主事	山 田 祐 志		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号	公共工事の施工に伴う農地転用の報告について
報告第4号	基盤整備事業に係る一時利用地指定について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項に規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請の決定について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
協議第2号	公務災害補償制度について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	おはようございます。定刻より若干早いですが、出席の委員の皆様お揃いになりましたので、令和6年度第3回 日南町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議 長	<p>おはようございます。本日は2点の報告をしたいと思います。先月22日、鳥取県農業会議の常設審議会が本年度初めて開催されました。そこで、前年度農業委員会で審議された累計件数は356件、面積は33.9haでした。そのうち農業会議意見聴取案件は9件、面積は10.2haでした。年間件数として多いものは、1 一般住宅123件、2 駐車場44件、3 通常の太陽光発電施設39件、4 集合住宅その他29件、5 資材置場27件でした。その他農林漁協用施設20件、墓地18件、植林10件などでした。</p> <p>農業会議意見聴取案件とは、1 農地転用面積が30aを超えるものは意見聴取が義務付けられています。2 任意事案として農業委員会が鳥取県農業会議の意見を聞く必要があると認めるものの2点があります。</p> <p>常設審議委員は23人で構成され、内訳は1号会員13名が各市町村農業委員会会長、2号会員は学識経験者1名、3号会員が市町村長1名、4号会員が4名、5号会員3名の合計23名です。</p> <p>次に、5月29日、30日に東京で全国農業委員会会長大会が開催され高橋事務局長と参加いたしました。大会に先立ちまして、「農業委員会だより」全国コンクールで鳥取県北栄町農業委員会が最優秀賞の栄に輝かれ表彰されました。</p> <p>大会では、「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案」、「地域の農業を活かし、持続可能な農業・農村を作る全国運動を推進するための申し合わせ決議」等を決議しその後、地元選出衆参国議員へ決議文を持って要請活動を行いました。</p> <p>二日目は、千葉県成田市にあるJAL・アグリポート農園のイチゴ農場を見学いたしました。以上報告しまして、第3回日南町農業委員会総会開会の挨拶といたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、8番 糸田川農業委員、9番 福田職務代理を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告について農林課お願いします。
	農政室 主事	<p>農林課農政室の山田です。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。本日別紙配布しております資料については総会終了後回収させていただきます。町の審査会を経て農業委員会の意見を参考にしながら認定を行うものです。</p> <p>本日は再認定の申請が2件、新規認定の申請が1件です。6月5日に審</p>

査会を行い、経営試算等は日野普及所にも協力いただいております。町としては、再認定および新規認定したいと考えています。今回ご報告させていただいた中でご意見等は当然あると思っております。皆さんからのご意見は申請者にも伝えて今後の農業に生かしていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

申請番号1 農事組合法人口口口です。営農類型は「稲作、そば、施設野菜のトマト、露地野菜のピーマン」の複合経営です。△△、△△地域にて営農をされており、この度は再認定の申請となる。法人の主目的として優良農地を荒らさないというところで、そばについては主に維持の意味合いで作付けしている。今後、水が張れる圃場については水稻へ切り替え、そのほかの団地の中にある圃場は畑地化、残りの圃場は維持管理を行っていくということです。

年間所得については現状が◇◇◇万円、目標を◇◇◇万円としておられます。主たる農業従事者の一人当たりの年間所得目標を◇◇◇万円に設定しておられ、◇◇◇万円に近づけていきたいということです。年間労働時間については現状が5198時間、目標が5461時間です。こちらは主たる農業従事者が4人から3人に変更になるためということです。

育苗および作業受託については△△地域内の方から委託を受けておられ、育苗に使用しているハウスが5棟。植え付け後はトマトの栽培に使用している。

水稻は堆肥による土壌改良を行い、施肥・水管理・雑草防除も改善し、反収について現在の392kgを420kgまで増加させたい。面積拡大については構成員の年齢的にも厳しい状況であるため既存のままとのことです。

現状の収支と目標となる令和11年の数値は資料をご覧ください。

野菜は特にピーマンについて令和5年は連作障害が発生し、収量が少なくなりました。これについては作付けする場所を変更し改善していくとのことです。また、病害虫の対応において被害発生後となっているため予防に努めたいということです。

経営管理の合理化に関しては、現在行っている複式簿記管理を引き続き行うということです。

農業従事者の態様の改善について、役員の高齢化もあり集落内の若手構成員に参加してもらいたいがまだ定まっていないということです。臨時雇用については地域の女性の方に協力していただいているとのことです。

また、補助事業を活用して大型機械の導入を考えておられます。機械取得に関しては4条のコンバインの更新を2、3年後に予定しているとのことです。

続けて、申請番号2、農事組合法人口口口です。営農類型は「稲作、そば、施設野菜のトマト、露地野菜のハウレンソウ」の複合経営です。基盤整備地にてトマトを作付けしておられます。地域内の農地の9割を集積して耕作しておられ、△△地区の農地荒廃の防止も担っておられます。現在そばは条件不利地を中心に作付けを行っており、今後作付けを減らしていき稲作へ切り替える予定ということです。

	<p>生産方式の合理化に関してはラジコン草刈り機等を活用し作業時間を削減し、余剰時間を水管理にあて収量向上を目指しておられます。</p> <p>経営管理の合理化については現在の複式簿記管理を引き続き行うということです。</p> <p>農業従事の態様の改善について、現在、水稻 11 名、トマト 13 名、トマトに関して令和 6 年から日南町農業研修生の実作研修を受け入れ、令和 7 年より雇用してトマト栽培の主力を担っていただく予定ということです。</p> <p>有機栽培についても取組を進めているところではあるが、現状では実証実験の段階なので今回の目標には反映させていないところです。</p> <p>現状の収支と目標となる令和 11 年の数値は資料をご覧ください。</p> <p>トマトについては作業効率を考え 10a あたり 1950 本と少し隙間を開けていたが、今年からは一般的な 10a あたり 2000 本の栽植を行っていく予定です。また、排水対策と予防防除を徹底することにより収量向上を図りたいとのことです。</p> <p>目標単価が下がっているがこれは令和 5 年が特別高かったことによるもので、目標においては例年並みの数字としておられます。</p> <p>次に、申請番号 3、新規認定の〇〇〇さん、営農類型は「肉用牛、稲作」です。平成 21 年から平成 25 年まで鹿児島及び北海道で農業研修を受けられ、平成 25 年 4 月から△△地内において牛の養畜で就農されておられます。</p> <p>年間労働時間について現状 2920 時間と目標の 1800 時間は超えているが、無休となっているため、臨時雇用、シフト制の導入など検討し休日を確保して個々の労働時間を削減していきたいと考えておられます。</p> <p>生産方式の合理化について、現在抱えている課題として飼料費が高止まりしていることがあるため、新たに農地を借り受け飼料作物の作付けを行うことで影響を減らしていきたいとのことです。また、年約 20 頭出荷しているが子牛価格が下落しているため令和 5 年は所得がかなり下がっている。これについては相場の回復を見込むとともに、乳牛への受精卵移植借り腹による牛の生産、スモール市場（3～5 か月）から購入し養畜することで出荷頭数を 30 頭に増やし対応していきたいとのことです。</p> <p>産出のための母牛を増やすことは牛舎の広さの関係から不可能であることから、この方法をとるところです。</p> <p>現在の借入金償還に苦勞しているため、JA 及び金融公庫からの制度資金の融資を受ける想定です。</p> <p>経営管理の合理化については複式簿記での記帳を行っており、今後は経営実態の把握のために四半期ごとの仮決算を行うことを予定しておられます。</p> <p>機械取得に関しては自給飼料の増産にあたって、現在の機械では作業量に限界があるため、飼料用機械の導入を考えておられます。以上です。</p>
議長	<p>報告第 1 号についてご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(8 番 糸田川農業委員挙手) 8 番 糸田川農業委員。</p>
糸田川	<p>申請番号 1 農事組合法人□□□について、令和 11 年のトマトやピーマ</p>

	農業委員	ンの反収目標について、部会で目標としている数値よりだいぶ低いような感覚ですが、審査会での意見はありましたか。
	農政室主事	部会の目標については承知しておられます。可能な範囲で改善していくということです。
	糸田川農業委員	そういわれると、そうですかとしか言えませんね。 次に申請番号 2 農事組合法人口口口についてですが、現在ハウレンソウを栽培しているということですが、令和 11 年の目標では 0 になっている。法人経営ですので、作付けをやめるということもあると思いますが、どのタイミングでやめるのか。
	農政室主事	具体的に何年ということは伺っていませんが、令和 11 年までにはトマトに集中していききたいということで縮小されるということです。
	議長	その他、ご質問、ご意見がございますか。 (3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。
	木山農業委員	申請番号 3 ○○○さんについてですが、スモール導入というのは 3 ヶ月後の生産検査を受けたら売買が可能ということですか。
	農政室主事	スモール導入については、市場があるということです。メインは ET 借り腹として、足りないところを補うとのこと。
	議長	その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 2 号	議長	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。
	主事	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について (資料 3 頁について説明)
	議長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (6 番 塩見農業委員挙手) 6 番 塩見農業委員。
	塩見農業委員	売買による取得のためということですが、売り先はどこになるのか。
	主事	農事組合法人口口口が購入される予定になっています。
	議長	その他、報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 3 号	議長	報告第 3 号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について事務局お願いします。
	主事	報告第 3 号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について一時転用に係る届出がありました。 (資料 5 頁について説明)
	議長	報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 4 号	議長	報告第 4 号 基盤整備事業に係る一時利用地指定について事務局お願いします。

	主 事	報告第 4 号 基盤整備事業に係る一時利用地指定について利用権設定を行った△△地区の土地について一時利用地指定の報告がありました。 (資料 7 頁について説明)
	議 長	報告第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。本日は 2 件の申請がありました。 申請番号 1 △△県の〇〇〇さん、3 筆、申請番号 2 △△市の〇〇〇さん、1 筆、合計 4 筆、1,945 m ² です。 (資料 10 頁について説明) どちらも日南町の農地台帳から除外になっております。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。本日は 2 件の申請がありました。 申請番号 1 譲渡人が△△県の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、11 筆、申請番号 2 譲渡人が△△市の亡〇〇〇相続財産破産管財人弁護士〇〇〇さん、譲受人が△△の農事組合法人口〇〇〇、4 筆、合計 15 筆、20,400 m ² です。 (資料 12 頁から 26 頁について説明)
	議 長	議案第 2 号について説明が終わりました。5 月農地部会で協議をしております。農地部会からの意見がありましたらお願いします。 (3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。
	木山農業委員	農地部会の意見ですが、申請番号 1 については、譲り受けられる方の農業経営計画では本当に生計が立てられるかという意見がありましたが、今後の計画の中で観光農園という計画があるということですので農地部会としては承認をしております。申請番号 2 については、公示してもなかなか受け手がいないという状況もあることから、現在賃貸借契約のある借り受け人である農事組合法人口〇〇〇に管財人弁護士から依頼があつて購入されるということです。以上です。
	議 長	ありがとうございます。 (高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。

高橋事務局長	<p>失礼します。若干補足説明をさせていただきます。申請番号1について、譲受人の〇〇〇さんですが、1ターンで日南町に移住してこられた方です。〇〇〇さんのご主人が農業研修生として2年間の研修を行い、現在農業を営んでおられます。農業経営については、日南町で推奨している一般的な法人就農、トマト栽培等の農業経営ではなく、観光農園的な農業経営を進めたい意向を伺っております。〇〇〇さんのご主人は外国籍ではありますが、これまでの経験の中で、各地域で農業の経験をされておられます。日南町の地域をご覧になられてこの地を選ばれておられます。日南町でしっかりと継続していただけるものと判断しております。</p> <p>農地部会の中でも、機械等、人手等管理が十分に行き届くかどうかという意見もありましたが、今後の取組等を農業委員会としても注視していきたいと考えております。</p> <p>申請番号2についてですが、申請日が今年の11月となっておりますが、破産財産の取扱いについて破産管財人弁護士との協議が長引いております。弁護士との話し合いの中で速やかに手続きを進めて、この案件について清算したいということで、今回上程させていただいたものです。売買については管財人弁護士である程度指名ができるということで伺っております。従来管理しておられる農事組合法人口口口が適任ということでお話を伺っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。議案第2号について説明が終わりました。申請番号順にご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>申請番号1についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(難波農地利用最適化推進委員挙手) 難波農地利用最適化推進委員。</p>
難波推進委員	<p>申請番号1、2どちらもですが、よろしいでしょうか。現地確認資料の写真に地番を載せてほしいと思っております。</p>
議長	<p>今後は現地確認資料に地番をお願いします。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>先ほどの難波さんの意見に関連してですが、現地確認に行くのは地元農業委員と推進委員です。それ以外の農業委員、推進委員は写真を見て判断します。判断のポイントとなる資料がどこからどこまでの範囲かわかりにくいということになりますので、わかりやすい資料をお願いします。</p>
議長	<p>(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>
高橋事務局長	<p>総会資料の現地確認写真については地番等を示して、対応していきたいと思っております。また農地の現況確認について、以前総会で上程した案件ではありますが、現地確認写真が古い資料となっております。現地確認時期によっては草刈り等が行われていない時期もあります。中には耕作放棄地のように見受けられたところもあります。</p> <p>農地管理についてはそれぞれの所有者の事情もあり管理時期が異なりますので、難しい部分もありますが、事務局としては、中山間集落協定の農地維持、多面的機能支払いの農地維持管理、日南町再生協議会の作付け状況</p>

		<p>の確認野帳等を参考にしながら農地の管理状況を確認していきたいと考えております。写真だけでは判断が難しいところもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。今回の申請番号 1 の案件につきましては、従前樹園地として観光農園として管理しておられましたが、現在は農園としての管理は行われておりません。今回〇〇〇さんのご主人が開墾され、観光農園的な管理で農地維持を行う計画です。備考欄にも記載しておりますが、家畜としてヤギ、ニワトリを飼育されておられます。養鶏については、すでに道の駅で販売を行っているという実績があります。私たちが考えている農業経営とは違った角度で取り組みたいお考えです。今後の農地維持管理について農業委員会としても確認していきたいと思っております。ご審議お願いいたします。</p>
	議 長	<p>難波農地利用最適化推進委員、丸山農地利用最適化推進委員、よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>その他、申請番号 1 についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(8 番 糸田川農業委員挙手) 8 番 糸田川農業委員。</p>
	糸田川 農業委 員	<p>売買金額が高額であるので、今後続けていくのが心配になりますが、認定農業者として認定取得するのか、今後取得しないとした場合、もしも機械取得等で行政的支援等があるとするならどういったことが受けることができるのか。</p>
	高橋事 務局長	<p>現在の経営では認定農業者の資格取得の要件に当てはまりません。ご本人もまだ、ご意向はないようです。今後の農業経営を継続していく場合、現在の耕運機だけでは難しい部分もあり、機械導入を考えていかなければならないと思います。小規模農家への支援事業で日南町意欲ある農業者支援の補助事業があります。今後経営を継続していくためには行政の支援も必要であると考えます。農林課とも協議していきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>その他、申請番号 1 についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、申請番号 2 についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、議案第 2 号について申請番号順に採決を行います。議案第 2 号申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号 申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p>
協議第 1 号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 令和 5 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 (案) について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第 1 号 令和 5 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 (案) についてです。</p> <p>(資料 27 頁から 32 頁について説明)</p>

	<p>I 農業委員会の状況</p> <p>II 最適化活動の実施状況</p> <p>(1) 農地の集積</p> <p>(2) 遊休農地の発生防止・解消</p> <p>(3) 新規参入の促進</p> <p>III 事務の実施状況</p>
議長	<p>協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>事務の処理状況についてですが、処理件数が11件ということですが、申請件数は何件あったのか。また、令和5年以前に申請があったもので、農業委員会の許可が必要な案件が何件残っているのか。</p>
高橋事務局長	<p>農地法3条の処理件数は11件の申請があって11件の処理をしておりますので、申請件数と処理件数はイコールとなります。ご理解いただけたらと思います。</p> <p>令和4年それ以前に申請があったものについてですが、農業委員会で相談を受けている案件で保留になっている案件が過去の引継ぎの中で数件あります。この案件については相談者の方にその旨をお伝えし、その後の相談がありませんでしたので、申請を受理したということにはなっておりません。あくまで事前相談という案件が数件ありますがそれ以降の意思表示がありませんので、事務局としては解決したと判断しております。</p>
丸山推進委員	<p>農業委員会総会で処分を決定しなければいけない件数を聞きましたので、事前相談については数に入れなくていいと思います。令和5年度に申請のあった案件はすべて処理しているということですよ。〇〇〇さんが△△の〇〇〇さんに譲渡したいという申請があったと思いますが、どうなっているのか。事前に部会も開催されているが総会に上程されていないと思います。そういった案件が他にもあるのではないかと併せて町議会で〇〇〇議員が亡くなられた〇〇〇さんの案件はどうなっているのか、という発言があったように思います。事務局長は2年間そのままになっているという意味合いの回答をされたように記憶しております。その案件を未処理として保留になっているのはなぜか。〇〇〇さんの発言の内容も農業委員会全体の問題として共有しておかなければいけないと思います。</p>
高橋事務局長	<p>〇〇〇さんの案件につきましては以前の総会でも説明をさせていただいていると思います。〇〇〇さんから譲渡の案件であったと思いますが、結果的には一部非農地、一部は現在耕作管理しておられる方がそのまま継続されるということでご報告をさせていただいたつもりです。〇〇〇さんから申請書を受け取っておりますが、事務局の中で十分共有できていなかったところ。その後の対応は口頭で所有者、相談者の方へ報告したということです。従いまして、書類を正式に受理したという形をとっておりません。事務局としてはこの案件については終結していると判断しております。</p>

	<p>議会からご質問のありました、処理案件についてですが、数年前に相談のあった案件につきましては、委員の皆様にご説明しておりました、業務の遅延の中で発覚した内容の案件でしたので、処理済みということでご理解を頂けたらと思います。また、議会からいろいろ質問のあった案件につきまして、自分が確認できる範囲で確認をしたつもりです。書類の確認が十分できていなかったということで申し訳なく思っております。今後の農業委員会の体制につきまして事前協議、部会協議のみならず、委員の皆様にも情報共有し総会へ上程するという流れで管理を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。</p>
丸山推進委員	<p>〇〇〇さんの事務処理は適当でなかったと思います。いったん受けたものを終わったことにするという事は考えないといけないと思います。たしかに部会の中の話ではそういった話もあったかと思いますが、最終的に総会の場で判断をしたわけでもないのに、事務局が便宜上連絡をしているということですが、書類を受理したという扱いをしているのかどうなのか。</p> <p>去年から事務局に提案、お願いしておりますが、事務処理フロー図を決めてほしいというお願いをしております。相談案件については農業委員全員が把握しておく必要があると思います。</p> <p>〇〇〇さんの案件はもう終わっているということです。これから総会にかけられてその判断が行われると思っておりましたので、申請書をそういった処理の仕方をしていいのかと思っております。これだけに限らず、もう少し考えないといけないと私は思います。</p> <p>〇〇〇さんの言われていた案件がどういったものだったのかわかりませんので、議会で質問されていたけど、どういったことだったのかと聞かれることもあります。農業委員会の報酬を頂いている以上きちんと責任を果たしていかないといけないと思っておりますし、そういった情報は皆さんで共有しておく必要があると思います。</p> <p>事前指導はいつでもいいんですが、受理したものの事務処理のマニュアル化、パソコンで処理すれば簡単だと思いますので、やっていただきたいと思っております。</p> <p>管財人とのやり取りでずいぶん遅れていたという話がありました。これは去年受け付けて、去年中に処理がされていないということですので、処理件数と申請件数は違うのではないかと。どんな申請が出てきていて、どんな処理が行われているかみんなで共有しておかないと、ぜひマニュアル、フローを含めて提示してほしいと思っております。</p>
高橋事務局長	<p>フロー図については至急検討して、来月総会で皆様にご提案させていただきたいと思っております。</p> <p>現在の書類の管理の仕方ですが、これまでは総会で上程できると判断したものを申請者に記入していただいております。その後、いろいろ内容等を精査した結果、今回の△△の件については総会に上程することが難しいということで差し戻した形になった案件です。従来であれば事務局でし</p>

	<p>っかりと内容を審査し、上程できると判断したものを受理しておりましたが、△△の件については従前の流れができていなかったということです。現在の事務の流れとして、情報共有にあたって、聞き取り票を準備して職員で内容の共有をしております。必要に応じて委員の皆様にご連絡をさせていただき流れをとっております。その流れと併せて事務処理のマニュアル、フロー図を提示したいと考えております。</p> <p>書類の関係についてはこれまでしっかりとした管理ができていなかったという反省の下で皆様に情報提供等徹底してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>丸山農地利用最適化推進委員よろしいでしょうか。 (意見なし) (1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。</p>
足立農業委員	<p>13頁の備考欄に申請日が令和5年11月18日となっておりますが、27頁の農業委員会の状況は令和5年4月1日現在となっておりますので、農地法3条の処理件数には入らないと思っております。</p>
高橋事務局長	<p>13頁の申請日は先ほど丸山推進委員もおっしゃられたとおり、申請日が令和5年度に受け付けた申請内容です。先ほど田淵から説明しました32頁の実績についての1年間の処理件数11件としておりますが、12件に訂正をお願いします。うち許可をしたのは11件となります。</p>
足立農業委員	<p>27頁の農業委員会の状況は令和5年度4月1日現在で書類を作っているのではないのですか。申請があったのは令和5年11月ですのでこの数字には入らないんじゃないですか。27頁から32頁までの数字は令和5年4月1日までの数字ということではないのですか。</p>
高橋事務局長	<p>27頁の農業委員会の状況の令和5年4月1日現在のところは、1農業委員会の現在の体制の4月の状況を示している内容です。従って、28頁から32頁については令和5年度の実績となります。ご理解をいただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>足立農業委員よろしいでしょうか。 (意見なし) その他、ありますでしょうか。 (8番 糸田川農業委員挙手) 8番 糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	<p>31頁の新規参入相談会への参加のところですが、農業委員として参加したかといわれると違う部分もあるかもしれませんが、鳥取暮らしアドバイザーとして東京、大阪方面に移住相談会に行っています。また、鳥取大学等に日南町に来てみませんかということで、声掛けに行ったりしていますが、そういった内容も実績に挙げることができるような気がします。いかがでしょうか。</p>
高橋事務局長	<p>農業委員として参加していただけるということであれば、実績として挙げるということは可能だと思っております。また、経営体として参加していただくということになると難しいかもしれませんが、事務局までご報告</p>

		<p>いただけたらと思います。また、他の委員の皆様でもそういった取組がありましたら、事務局までご連絡いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>その他、ありますでしょうか。 (1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。</p>
	足立農業委員	<p>32頁の総会、部会の開催実績ですが、私は研修部会に参加していますが、ここには記載がありません。研修部会として招集もあったと思いますが、いつからなくなったのか。</p>
	高橋事務局長	<p>32頁の総会、部会の開催実績のところ、足立農業委員から研修委員会が挙がっていないというご意見をいただきましたが、この様式は国で示されている項目の部会です。日南町として研修委員会が実績として挙げるべき内容ですが、定められた様式となっておりますので、ご理解いただけたらと思います。</p>
	議 長	<p>足立農業委員よろしいでしょうか。 (意見なし) その他、ありますでしょうか。 (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
	倉光推進委員	<p>32頁の農地法第3条に基づく許可事務のところですが、総会開催日の公表の欄で、公表している、していない、申請書締切日の公表の欄で、公表している、していないとあるが、どちらにも表記がしていませんが。</p>
	高橋事務局長	<p>32頁の農地法第3条に基づく許可事務の、総会開催日の公表、申請書締切日の公表についてはいずれかに丸をする必要があります。どちらも公表しているに追加修正をお願いします。</p>
	議 長	<p>その他、協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
協議第2号	議 長	<p>協議第2号 公務災害補償制度について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第2号 公務災害補償制度についてです。 (資料33頁から36頁について説明) 引き続き、A型、2口加入したいと考えております。保険期間は毎年10月1日から翌年10月1日までです。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。A型を2口加入で、2,000円です。 (高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>
	高橋事務局長	<p>失礼します。若干補足説明をさせていただきます。公務災害補償については毎年、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんに加入いただいております。保障の内容については従前と変更はありません。引き続き加入をしたいと考えております。現在加入している保険は昨年10月からの1年間の保険期間となります。保険料の支払いについては積立金から引き去りをさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第2号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、</p>

		次に移ります。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和6年7月10日（水）午前9時から議場で開会予定です。ご予約をお願いいたします。</p> <p>本日、総会終了後農地部会を開催いたします。△△地区と△△地区の農地案件があります。第2会議室で行いますのでご参集ください。</p> <p>6月に農業委員会の広報誌「いなほ」の発行を予定しております。広報委員の皆様には事前にお送りさせていただいております。ご意見等ございましたら、事務局までご連絡をいただけたらと思います。</p> <p>次に、先月総会の協議で、地域計画策定に伴う目標地図の作成のスケジュール、今後の取組についてご説明させていただきました。タブレットでの入力作業をお願いしておりましたが、鳥取県農業会議の研修会に参加した際、目標地図の作成について助言をいただいております。先月説明した内容に修正があります。具体的にはタブレットからの入力については事務処理が煩雑になるということで、事務局で管理している農業委員会サポートシステムから入力したほうが効率よく作成できるということです。訂正をさせていただきたいと思います。目標地図の入力は事務局で進めていきたいと思っております。しかし、事務局で行えるのは中山間集落協定、多面的機能支払制度の情報となります。それ以外の今後の取組等についての情報等の聞き取りについては引き続き農業委員、推進委員の皆様をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、本日配布資料ですが、各会議等の資料をお配りしております。「令和6年度日南町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン（案）」、「食料・農業・農村基本法の改正等の審議状況について」、「相続登記セミナー及び相談会」です。ご一読いただけたらと思います。また、京都市で行われるオーガニックライフスタイルエキスポの招待券をお配りしております。日南町で進めているオーガニック、有機栽培の取組にご関心、ご興味のある方はぜひご参加いただけたらということで、農林課から案内がありました。以上です。</p>
閉会	議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和6年度第3回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員